

行政経営会議 事案書

開催日：令和6年8月26日（月）

担当課：健康福祉部 健康福祉総務課

件 名： 大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	
提出理由： 災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、大和市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景等 <ul style="list-style-type: none">・災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）において、市町村は条例の定めるところにより、災害により死亡した者の遺族や災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害弔慰金又は災害障害見舞金（以下「災害弔慰金等」という。）を支給することができる。とされている。・災害弔慰金等を支給するに当たり、自然災害による死亡又は障害であるか否かの判定が困難な場合等には、県、市等により設置される有識者による審査会等の審査を経て判定されていたが、支給決定の迅速化の観点等から、令和元年6月の法改正により、市町村ごとに審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることとされた。・本市においては、この間、災害弔慰金等の支給に関する審議の必要性が生じた場合、大和市社会福祉審議会にて審議することとして整理していた。 2. 条例改正の考え方 <ul style="list-style-type: none">・令和6年元日に発生した能登半島地震をはじめ、近年、大規模な自然災害が頻発している中で、災害関連死の認定に時間がかかっている事例が散見されており、災害と死亡等との因果関係等をより適切かつ迅速に審査するには、医師や弁護士など専門的知見が必要と考える。	<ul style="list-style-type: none">・また、県内他市で審査会等が設置されてきている状況を考慮し、本市においても災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議する機関を設置するため、条例を改正する。・審査会の設置に当たっては、令和元年7月に国が発出した通知「改正災害弔慰金法の施行について」において示された合議制機関の構成例及び県内各市の状況等を踏まえた内容とし、審査機関の設置、組織、構成、任期について新たに規定を設ける。 3. 改正内容 <p>(1) 設置</p> <ul style="list-style-type: none">・災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、大和市災害弔慰金等支給審査委員会を置く。 <p>(2) 組織</p> <ul style="list-style-type: none">・委員5人以内 <p>(3) 構成</p> <ul style="list-style-type: none">・医師・弁護士・市職員・その他市長が必要と認める者 <p>(4) 任期</p> <ul style="list-style-type: none">・調査審議が終了するまで 4. 県内各市の状況 <ul style="list-style-type: none">・19市中13市において審査会を設置済。
経 過 S48.9 災害弔慰金の支給等に関する法律公布 S49.6 大和市災害弔慰金の支給等に関する条例制定 R1.6 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正 市町村における合議制機関の設置が努力義務化	今後の予定 R6.10 意見公募手続 R6.12 議案提出 R6.12.26 条例施行